

令和5年群馬東部水道企業団議会  
2月全員協議会会議録

群馬東部水道企業団

令和5年群馬東部水道企業団議会2月全員協議会会議録

令和5年2月9日（木曜日）

1 出席議員 12名

1番 岩崎喜久雄	2番 町田正行
3番 矢部伸幸	4番 権田昌弘
5番 川村幸人	6番 古田島和茂
7番 松井篤	8番 今村好市
9番 堀口正敏	10番 小林正明
11番 田邊信雄	12番 松村潤

2 説明のために出席したもの 8名

局長 小郷隆士	次長 高柳雄次
次長 大塚憲一	次長 百瀬光宏
総務課長 奥川靖	企画課長 小杉浩子
工務課長 小井土健之	みどり支所長 関口洋一

3 その他出席した者 3名

書記 秋庭美恵	書記 野本智久
書記 井上貴久	

## 令和5年群馬東部水道企業団議会2月全員協議会次第

日時 令和5年2月9日(木) 午前9時30分

場所 常任委員会室(太田市役所 低層棟4階)

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 協議事項
  - ①令和5年群馬東部水道企業団議会2月定例会の議事の進行  
について 【資料No.1】
  - ②令和4年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算(第  
2号)について 【資料No.2】
  - ③令和5年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算について  
【資料No.3】
  - ④群馬県市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について  
【資料No.4】
  - ⑤群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議  
について 【資料No.5】
  - ⑥群馬東部水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の  
制定について 【資料No.6】
  - ⑦群馬東部水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例  
の制定について 【資料No.7】
  - ⑧群馬東部水道企業団情報公開及び個人情報保護審査会条例  
の一部改正について 【資料No.8】
  - ⑨群馬東部水道企業団職員の定年等に関する条例の一部改正  
について 【資料No.9】
  - ⑩公益的法人等への群馬東部水道企業団職員の派遣等に関  
する条例の一部改正について 【資料No.10】
  - ⑪群馬東部水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関  
する条例の一部改正について 【資料No.11】
  - ⑫群馬東部水道企業団職員の降給に関する条例の一部改正  
について 【資料No.12】

- ⑬群馬東部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 【資料No.13】
- ⑭群馬東部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について 【資料No.14】
- ⑮群馬東部水道企業団職員の再任用に関する条例の廃止について 【資料No.15】
- ⑯群馬東部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部改正について 【資料No.16】
- ⑰群馬東部水道企業団給水条例の一部改正について 【資料No.17】

#### 4 報告事項

- ①例月出納検査の結果（10月～11月分）について 【資料No.18】
- ②1,000万円以上工事請負契約締結（10月～12月分）の報告について 【資料No.19】
- ③群馬東部水道企業団営業所の統合について 【資料No.20】
- ④群馬東部水道企業団太田本所建設事業について 【資料No.21】

#### 5 その他

#### 6 閉 会

## 【 全員協議会 会議録 】

**局長（小郷隆士）** 皆様、公務ご多忙の中、群馬東部水道企業団議会全員協議会へのご出席ありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます群馬東部水道企業団局長の小郷でございます。よろしく願いいたします。

それでは開会に先立ちまして、岩崎議長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。

**議長（岩崎喜久雄）** おはようございます。本日は、議会定例会前のご多忙の中、当企業団議会の全員協議会並びに、協議会後に開催する2月定例会にご出席いただき、お礼申し上げます。

本日の定例会では、令和5年度当初予算や今年度の補正予算、条例改正などの提案が予定されております。皆様におかれましては、水道利用者の代表として幅広い視点から忌憚のないご意見をお願い申し上げます。

今年度も残りひと月余りとなりましたが、引き続き健康にご留意いただくとともに、新型コロナウイルスの感染予防もお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

**局長（小郷隆士）** ありがとうございます。本日はあらかじめ配付させていただきました次第に基づき進めさせていただきますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。なお、この後は着座にて進行させていただきます。

それではこれより岩崎議長に座長を務めていただき、進行をお願いいたします。

**座長（岩崎喜久雄）** ご指名でございますので、座長を務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは次第の3、協議事項に入ります。お手元の全員協議会資料をご覧ください。最初に2月定例会の議事の進行について、事務局から説明願います。

(小郷局長挙手)

**座長（岩崎喜久雄）** 小郷局長。

**局長（小郷隆士）** それではご説明いたします。全員協議会案件一覧の資料ナンバー1をご覧ください。

まず日程の第1を会期の決定とし、会期について2月9日の1日とするものでございます。

次に日程第2を会議録署名議員の指名とし、議長において、4番権田昌弘議員及び5番川村幸人議員の2名を指名させていただき予定でございます。

次に日程第3以降で議案を上程いたします。今定例会では、16件の議案を上程する予定でございます。なお、本会議の議事進行におきましては、太田市の関根議会事務局長が同席させていただきますことを、あらかじめご了承願います。以上でございます。

**座長（岩崎喜久雄）** 議事の進行について、ただいまの説明のとおり進めていくことに、ご異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

**座長（岩崎喜久雄）** ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

次に提出議案を議題といたします。まず、令和4年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算第2号について、事務局から説明願います。

（小杉課長挙手）

**座長（岩崎喜久雄）** 小杉課長。

**企画課長（小杉浩子）** それでは2ページ、資料ナンバー2をお開き願います。令和4年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算第2号について、ご説明をさせていただきます。

補正予算の概要でございますが、年度末にあたり予算の執行について精査を行うとともに、事業収支及び建設改良事業費の変更により予算額の見直しを行うものであります。1の業務の予定量についてですが、主要な建設改良事業のうち原水浄水施設新設改良事業について、工事内容の精査により720万円を減額し、配水施設改良事業についても同じく、工事内容の精査により1億2,659万5千円減額するものでございます。2の収益的収入につきましては、4,871万5千円減額の107億1,311万2千円となります。これは営業収益において、小水力発電の発電量が予定より少なかったこと等による減額、及び営業外収益において消費税及び消費税還付金が減額となったため、予定額へと補正をするものでございます。3ページをお開きください。3の収益的支出につきましては、1億4,507万6千円減額の93億8,791万3千円となります。営業費用において、水道事業包括業務委託料の見直しや量水器の入札差金など

による減額、特別損失では企業団所有用地の構成団体への帰属により増額となるため、予定額へと補正をするものでございます。4の資本的収入につきましては、838万1千円減額の46億3,110万3千円となります。これは、他事業関連工事の延期による工事負担金の減額によるものでございます。5の資本的支出につきましては、3億3,896万5千円減額の105億3,879万6千円となります。これは、建設改良費の工事内容の精査などにより減額となるため、予定額へと補正するものでございます。また、今回の補正に伴いまして、たな卸資産購入限度額を6,997万4千円に改めるものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額59億769万3千円につきましては、内部留保資金や積立金等で補填をいたします。

この案件につきましては、2月定例会に議案提出予定でございます。以上が、令和4年度群馬東部水道企業団水道事業補正予算第2号についての説明となります。よろしくお願ひ申し上げます。

**座長（岩崎喜久雄）** ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

(なしとの声あり)

**座長（岩崎喜久雄）** 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願ひます。

次に令和5年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算について、事務局から説明願ひます。

(小杉課長挙手)

**座長（岩崎喜久雄）** 小杉課長。

**企画課長（小杉浩子）** それでは4ページ、資料ナンバー3をお開き願ひます。令和5年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

始めに、1の群馬東部水道企業団の事業方針になります。令和5年度は、群馬東部水道企業団水道ビジョンに基づき、基本理念「信頼を未来につないでいこう群馬東部の水道」及び安全、強靱、持続の3つの理想像の実現に向けた取組みを実施します。料金統一により収入は増加となりますが、激変緩和措置により大幅に収入が改善するものではなく、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の低迷と資源価格等の高騰により、財政状況は今後一層厳しくなることが見込

まれます。将来にわたり健全経営を維持し、持続可能な水道による安定した水の供給を堅持していくために、計画的な事業実施と最大限のコスト削減に努めます。7年目に入る包括業務委託については、受注者の創意工夫を最大限に活用し、発注者と受注者との協働作業により、安全で安定した事業の運営を持続的に行います。

次に2の令和5年度予算概要になります。概要といたしましては、令和5年度は、収益的収支につきましては前年度より増額、資本的収支につきましては、前年度より減額を見込んでおります。3の水道事業収益についてですが、前年度より8,197万8千円多い、108億3,341万7千円を見込んでおります。給水収益は料金統一により増収を見込んでおり、加入金については前年度とほぼ横ばいを見込んでおります。また、その他の収入の長期前受金戻入につきましても増額を見込んでおります。

5ページをお開きください。4の水道事業費用につきましては、96億6,942万4千円を見込んでおります。電気料金や燃料単価の高騰や減価償却費の増加により、前年度より2億8,711万6千円の増額を見込んでおります。5の令和5年度の純利益につきましては、6億4,496万7千円を見込んでおります。続きまして6の資本的収入についてですが、前年度より5億2,551万9千円少ない、40億2,460万2千円を見込んでおります。国庫補助金として15億3,590万5千円、企業債として22億円、工事負担金として2億8,869万5千円を計上いたします。7の資本的支出についてですが、前年度より9億1,847万9千円少ない、99億6,086万6千円を見込んでおります。交付金事業や他工事関連事業で77億4,091万1千円、企業債の償還金では21億995万5千円を計上いたします。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額59億3,626万4千円につきましては、内部留保資金や積立金等で補填いたします。9の主要事業になります。収益的支出では、事業運営包括業務委託で37億3,072万円のほか、次期包括事業方針決定及び発注に係るアドバイザー業務委託及び水管橋上部工の耐震診断業務委託などを計上いたします。

6ページをご覧ください。資本的支出では、原水浄水施設費の広域化に伴う施設再構築に係る施設整備業務など10案件で21億4,545万1千円を計上し、配水施設費では管路布設替工事など84案件で36億9,337万9千円、また営業設備費に8,107万円、拡張費では浄水場間の管路整備や区画整理事業に伴う管路工事など30案件で10億6,854万5千円を計上いたします。なお、この案件につきましては、2月定例会に議案提出予定でございます。

以上が、令和5年度群馬東部水道企業団事業会計予算についての説明となります。よろしくお願い申し上げます。



**座長（岩崎喜久雄）** ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

（なしとの声あり）

**座長（岩崎喜久雄）** 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

次に群馬県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議、及び群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、事務局から一括して説明願います。

（奥川課長挙手）

**座長（岩崎喜久雄）** 奥川課長。

**総務課長（奥川靖）** それでは資料7ページ、ナンバー4の群馬県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について、ご説明いたします。

当企業団では退職手当の支給事務や、議会議員の公務災害の補償事務を群馬県市町村総合事務組合に依頼していますが、同組合において本年4月1日から桐生地域医療組合が桐生地域医療企業団に名称変更するとともに、吾妻環境施設組合が新たに加入することになりました。そのため、同組合では規約変更が必要になりますが、地方自治法では規約変更をする場合に、関係する地方公共団体全ての議会の議決を必要とすることから、ご提案させていただくものでございます。

次に8ページ、ナンバー5の群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、ご説明いたします。

当企業団が県内自治体と共同設置している群馬県市町村公平委員会に、令和5年4月1日から桐生地域医療企業団と富岡地域医療企業団が加入するため、規約変更が必要になりました。よって、本件も先程の案件と同様に、関係する地方公共団体全ての議会の議決を必要とすることから、ご提案するものでございます。

以上2件は、この後開催される定例会に議案として上程いたしますので、よろしく願い申し上げます。

**座長（岩崎喜久雄）** ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

（なしとの声あり）

**座長（岩崎喜久雄）** 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

次に群馬東部水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の制定から、群馬東部水道企業団情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正までについて、事務局から一括して説明願います。

（奥川課長挙手）

**座長（岩崎喜久雄）** 奥川課長。

**総務課長（奥川靖）** それでは資料9ページ、ナンバー6の群馬東部水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、ご説明いたします。

令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、全国的な共通ルールが定められました。この共通ルールは地方公共団体にも適用されることになりましたが、議会は法律の適用の対象外となるため、当企業団の条例を定めるものでございます。概要となりますが、対象となる個人情報は議会の職員が職務上作成したり、取得したりした職員が組織として利用するもので、議員が保有する個人情報は対象外になります。主な制定内容は、個人情報の保有の利用目的を制限し、目的以外の利用や提供はしてはならないとします。本人は保有する個人情報に対し開示請求などができ、請求があった日から、原則として開示は14日以内、訂正や利用停止は30日以内に決定します。手数料は無料としますが、コピー代や郵送料はいただくことにします。また、職員などが正当な理由なく個人情報を提供した場合や、職権を乱用し個人情報を収集した場合は、罰則規定を設けます。制定に当たっては、全国市議会議長会や全国町村議会議長会の条例参考例に基づき、原案を作成しております。

次に41ページ、ナンバー7の群馬東部水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、ご説明いたします。

本件も個人情報の保護に関する法律の改正にともなうものとなりますが、全国的な共通ルールは地方公共団体には適用されることから、現行の個人情報保護条例を廃止し、共通ルールにかなった条例を新たに制定するものでございます。主な制定内容は、保有する個人情報の帳簿を作成し、郵送や任意代理人による個人情報の開示請求の際に、本人確認を行うため、開示請求書などに当企業団の定める事項を記載するようにします。また、当企業団の情報公開条例と整合をとるため、同条例で不開示情報とされている国等との協力や信頼を損なう情報を不開示情報として追加したり、個人情報の開示期限を開示請求日から原則と

して14日以内にしたりします。個人情報の開示手数料は無料とし、コピー代や郵送料の実費費用はいただくことにします。

次に47ページ、ナンバー8の群馬東部水道企業団情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正について、ご説明いたします。

本件は、群馬東部水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の制定にともない、当企業団の個人情報保護条例は廃止しますが、標記条例による審査請求の審議などは引き続き行う必要があることから、条例の一部改正を行うものでございます。開示決定などの審査請求は、企業団の機関に関するものが個人情報の保護に関する法律、議会に関するものが今回、新たに制定する議会の個人情報の条例により審査会へ諮問することになりますが、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要な場合のみ審査会へ諮問することになります。また、審査会の委員などが秘密を漏えいした場合の罰金刑の上限を、3万円から50万円に引き上げる改正も行います。

以上、ご説明しました3件の施行日は令和5年4月1日とし、いずれもこの後開催される定例会に議案として上程いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

**座長（岩崎喜久雄）** ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

(なしとの声あり)

**座長（岩崎喜久雄）** 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

次に群馬東部水道企業団職員の定年等に関する条例の一部改正から、群馬東部水道企業団職員の再任用に関する条例の廃止までについて、事務局から一括して説明願います。

(奥川課長挙手)

**座長（岩崎喜久雄）** 奥川課長。

**総務課長（奥川靖）** それでは資料51ページ、ナンバー9の群馬東部水道企業団職員の定年等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

国家公務員の定年引上げに伴い、来年度から地方公務員の定年も60歳から65歳まで段階的に引き上げられることから、当企業団の定年に関する条例の改正を行うものでございます。

改正内容のカッコ1の定年の段階的引上げは、来年度、再来年度の定年は61歳とし、以後2年に1歳ずつ引き上げ、令和13年4月からは定年を65歳とします。カッコ2の管理監督職勤務上限年齢制の導入は、職員が60歳になった翌年度からは管理監督職から管理監督職以外の職に降任となりますが、特別なプロジェクトを担当している職員などは、管理監督職に留任させることができるようにします。カッコ3の定年前再任用短時間勤務制の導入は、60歳以後に退職した職員を本人の希望があれば、短時間勤務の再任用職員として定年退職日まで任用できる制度を設けます。カッコ4の暫定再任用制度の設定は、定年引上げで現行の再任用制度は廃止となりますが、定年の段階的引上げ期間内では、年金受給開始年齢までの勤務を可能にするため、現行と同様な再任用制度を設けます。また、カッコ5の情報提供、意思確認制度の導入は、職員が60歳になる前年度に60歳以後の任用などの情報を提供いたします。施行日は令和5年4月1日といたしますが、カッコ5の改正は公布の日とし、この後開催される定例会に議案として上程いたします。

次に65ページ、ナンバー10の公益的法人等への群馬東部水道企業団職員の派遣等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

定年引上げ制度の導入により、60歳到達後も特別なプロジェクトなどで管理監督職に留任した職員は、公益的法人等に退職派遣できない職員とします。また、現行の再任用制度は、定年前再任用短時間勤務職員の制度に改めるため、地方公務員法の引用条文を追加するとともに、経過措置で設けられる暫定再任用職員の制度は、退職派遣をできない職員として附則で規定いたします。

次に67ページ、ナンバー11の群馬東部水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

定年引上げ制度の導入で、現行の再任用短時間勤務職員の制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員の制度になることから、地方公務員法の引用条文を改めるものでございます。

次に69ページ、ナンバー12の群馬東部水道企業団職員の降給に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

定年引上げ制度の導入で、管理監督職から降任すると下位の給料表に降給するため、その旨を条例に追加いたします。

次に72ページ、ナンバー13の群馬東部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

定年引上げ制度の導入により、特別なプロジェクトなどで管理監督職に留任した職員は、育児休業を取得できない職員として規定いたします。また、現行の再任用短時間勤務職員が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員になることから、地方公務員法の引用条文を改めるものでございます。

次に74ページ、ナンバー14の群馬東部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

定年引上げ制度の導入により、定年前再任用短時間勤務職員が創設されますが、扶養手当や住居手当、退職手当の支給は対象外とするとともに、地方公務員法の引用条文を改めるほか、経過措置で設けられる暫定再任用職員も、同様の手当の支給はなしとする旨を附則で規定いたします。

次に77ページ、ナンバー15の群馬東部水道企業団職員の再任用に関する条例の廃止について、ご説明いたします。

定年引上げ制度の導入により、再任用職員は定年等に関する条例で規定することになるため、現行の再任用制度の条例は廃止いたします。再任用制度は60歳到達後から定年年齢前までの定年前再任用短時間勤務職員と、定年後から年金支給が開始される65歳までの暫定再任用職員の2種類となります。

以上、定年引上げ制度の導入により改正する条例や廃止する条例の施行日は、令和5年4月1日とし、この後、開催される定例会に議案として上程いたしますので、よろしくご意見申し上げます。

**座長（岩崎喜久雄）** ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

(なしとの声あり)

**座長（岩崎喜久雄）** 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

次に群馬東部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部改正、及び群馬東部水道企業団給水条例の一部改正について、事務局から一括して説明願います。

(小杉課長挙手)

**座長（岩崎喜久雄）** 小杉課長。

**企画課長（小杉浩子）** それでは78ページ、資料ナンバー16をお開き願います。群馬東部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、ご説明をさせていただきます。

現在企業団では、半期ごとの業務状況説明書を作成しホームページ等で公表しておりますが、条例の規定により、上半期の報告書には前年度決算状況を、下半期の報告書には翌年度予算概要を併せて公表することとなっております。本

案件は、利用者にわかりやすいよう公表方法を整理し、決算書及び予算書とは別に半期ごとの業務状況説明書のみで公表するよう、概要の改正内容のとおり所要の改正を行うものでございます。附則につきましては、この条例の施行日を公布の日と定めるものでございます。

続きまして、80ページ、資料ナンバー17をお開き願います。群馬東部水道企業団給水条例の一部改正について、ご説明をさせていただきます。

本案件は、地方自治法の一部改正により、指定納付受託者制度についての引用条項のずれを改正するものでございます。附則につきましては、この条例の施行日を令和5年4月1日と定めるものでございます。

なお、この2案件につきましては、2月定例会に議案提出予定でございます。

以上、群馬東部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、及び群馬東部水道企業団給水条例の一部改正についての説明となります。よろしくお願い申し上げます。

**座長（岩崎喜久雄）** ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

(なしとの声あり)

**座長（岩崎喜久雄）** 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

以上16件については、本会議に提案されることとなりますので、よろしくお願いたします。また、採決の方法についてですが、挙手による方法で願いたします。以上で協議事項を終了いたします。

次に次第の4、報告事項に入ります。事務局から順次説明を求めます。最初に例月出納検査の結果について、説明願います。

(奥川課長挙手)

**座長（岩崎喜久雄）** 奥川課長。

**総務課長（奥川靖）** それでは資料82ページ、ナンバー18の例月出納検査の結果、10月、11月分についてご説明いたします。

本日の会議までに実施された例月出納検査のうち、監査委員から議会宛に報告された検査結果を、議員の皆様にご報告するものでございます。検査日時は資料記載のとおりでございますが、10月、11月分とも現金の出納状況は残高証

明書及び諸帳簿と一致しており、正確であることを確認しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

**座長（岩崎喜久雄）** ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

（なしとの声あり）

**座長（岩崎喜久雄）** 別にご意見もないようですので、報告のとおりご了承願ひます。

次に1千万円以上工事請負契約締結の報告について、説明願ひます。

（小井土課長挙手）

**座長（岩崎喜久雄）** 小井土課長。

**工務課長（小井土健之）** 太田本所において10月から12月に締結された1千万円以上の工事請負契約について報告いたします。

はじめに85ページの資料ナンバー19の1から19の4までの4件は、履行場所が太田市となります。内容は配水管布設工事2件、布設替え工事1件、撤去工事1件です。平均の落札率は89.34パーセント、請負者は後藤建設株式会社他2社、施工延長の合計は979.4メートルとなります。以上となります。

（大塚次長挙手）

**座長（岩崎喜久雄）** 大塚次長。

**次長（大塚憲一）** 館林支所において10月から12月に締結された1千万円以上の工事請負契約について報告いたします。

まず資料ナンバー19の5から19の7までの3件の履行場所は、館林市となります。内容は配水管布設替工事2件、舗装本復旧工事1件です。請負者は小河瀬工業有限会社他2社、施工延長の合計は646.6メートル、平均の落札率は94.95パーセントとなります。

次に資料ナンバー19の8の履行場所は、館林市となります。内容は残土搬出工事です。請負者は有限会社吉田設備工業、搬出量は3,376.6立米、落札率は83.85パーセントとなります。

次に資料ナンバー19の9から19の11までの3件の履行場所は、板倉町となります。内容は配水管布設替工事3件です。請負者は有限会社岩崎設備他2社、施工延長の合計は878.7メートル、平均の落札率は95.51パーセントとなります。

次に資料ナンバー19の12から19の13までの2件の履行場所は、明和町となります。内容は送水管布設替工事1件、配水管布設替工事1件です。請負者は島田設備工業有限会社他1社、施工延長の合計は259.9メートル、平均の落札率は95.31パーセントとなります。

次に資料ナンバー19の14の履行場所は、大泉町となります。内容は切廻工事です。請負者は本田建設株式会社、施工延長773メートル、落札率は98.32パーセントとなります。以上でございます。

(関口支所長挙手)

**座長（岩崎喜久雄）** 関口支所長。

**みどり支所長（関口洋一）** みどり支所において10月から12月に締結された、1千万円以上の工事請負契約について報告いたします。

資料ナンバー19の15、19の16の2件は履行場所がみどり市となります。内容は配水管布設替工事2件です。平均落札率は94.86パーセント、請負業者は大下建設工業他1社、布設替工事の施工延長の合計は658.3メートルです。以上報告となります。

**座長（岩崎喜久雄）** ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

(今村好市議員挙手)

**座長（岩崎喜久雄）** 今村議員。

**議員（今村好市）** 資料番号19の9から19の11までの3つの工事で、失格とありますが、その理由を教えてください。

(奥川課長挙手)

**座長（岩崎喜久雄）** 奥川課長。



**総務課長（奥川靖）** 失格の理由につきましては、入札書が届かないためです。

（今村好市議員挙手）

**座長（岩崎喜久雄）** 今村議員。

**議員（今村好市）** 指名競争入札でも業者が入札してこないこともあるのでしょうか。

（奥川課長挙手）

**座長（岩崎喜久雄）** 奥川課長。

**総務課長（奥川靖）** 指名競争入札でも入札してこない場合もあります。

（今村好市議員挙手）

**座長（岩崎喜久雄）** 今村議員。

**議員（今村好市）** 次の指名には影響があるのでしょうか。

（奥川課長挙手）

**座長（岩崎喜久雄）** 奥川課長。

**総務課長（奥川靖）** 何度も続くようでしたら、指名停止する場合もあります。

**座長（岩崎喜久雄）** 他にご意見もないようですので、報告のとおりご了承願います。

次に群馬東部水道企業団営業所の統合について、説明願います。

（小杉課長挙手）

**座長（岩崎喜久雄）** 小杉課長。

**企画課長（小杉浩子）** それでは117ページ、資料ナンバー20をお開き願います。群馬東部水道企業団の営業所の統合につきまして、ご説明をさせていただきます。

今回の統合の目的でございますが、群馬東部水道企業団では平成28年度の創設時より、地域の方々の料金納付に支障をきたさないように、構成5町に営業所を開設し、納付書発行業務や収納業務などの料金窓口業務を行ってまいりました。水道料金の納付方法につきましては、企業団設立前には口座振替とコンビニ、窓口納付、銀行、郵便局での納付だけでございましたが、企業団設立時にクレジットカード決済を導入し、令和3年10月よりQRコード決済を導入するなど、料金納付方法の多角化を進めてまいりました。今後は営業所窓口以外でも料金の納付が可能であることから、住民サービスを低下させることはないと判断し、営業所を本所や支所に統合することで、経費削減を図ることを目的としております。統合につきましては、令和5年4月1日となります。また、窓口支払来所者、電話対応件数及び削減される経費につきましては、概要のとおりとなります。

以上が、群馬東部水道企業団の営業所の統合についての説明となります。よろしくお願ひ申し上げます。

（田邊信雄議員挙手）

**座長（岩崎喜久雄）** 田邊議員。

**議員（田邊信雄）** 大泉町以外の4町については、年々対応件数が減っているの  
で問題ないと思いますが、大泉町は人口比で計算すると件数が多いと思います。  
水道料金の未払い納付であれば影響ないと考えますが、それ以外の例えば水の  
出が悪い、利用停止で止めたりする場合などは、どのような体制で対応するの  
かお聞きします。

（小杉課長挙手）

**座長（岩崎喜久雄）** 小杉課長。

**企画課長（小杉浩子）** その場合は、館林支所で対応します。統合お知らせは、  
5町の広報に掲載したり、外国語対応のチラシを作成し対応していく予定で  
います。

(田邊信雄議員挙手)

**座長(岩崎喜久雄)** 田邊議員。

**議員(田邊信雄)** 周知していくことは分かりました。ただ数年経つと忘れてしまう上、印刷物は無くしてしまうことがあります。シールなどで問合せ先を周知してくことを考えているのでしょうか。

(小杉課長挙手)

**座長(岩崎喜久雄)** 小杉課長。

**企画課長(小杉浩子)** 広報等で周知を図っていきたいと考えています。

**座長(岩崎喜久雄)** 他にご意見もないようですので、報告のとおりご了承願います。

次に群馬東部水道企業団太田本所建設事業について、説明願います。

(小井土課長挙手)

**座長(岩崎喜久雄)** 小井土課長。

**工務課長(小井土健之)** 群馬東部水道企業団太田本所建設事業について、ご説明申し上げます。

当企業団の太田本所は、昭和44年に建設されてから50年以上が経過し老朽化が進み、平成24年の耐震診断では耐震性能不足判定を受けてから、約10年以上が経過しています。このままの状態ですといざ災害が発生した際には、来庁者や職員が被災してしまう可能性が高く、管内の水道被害のための対策本部としての機能を果たせずに、復旧が遅れてしまいます。これまでも部分改修等の対応は検討しましたが、多額の費用が見込まれるため、さまざまな条件を考慮した結果、建て替えをすることとなりました。そして現在の場所では手狭なため、太田市所有の土地との交換による移転建設の提案があり、移転建設することとなりました。移転予定地は太田市下浜田町1,088番2で、昨年度までの学校教育センターとなります。今後のスケジュールとして、令和5年から6年で設計業務を行い、令和7年から8年で建設工事を実施、令和9年に現庁舎の解体工事

を行う計画です。事業費としては、設計委託費として1億4千万円、建設工事費としては、現在の庁舎と同程度の延床面積3,500平方メートルと倉庫等で算出した17億1千万円、移転費と解体費をあわせて総額約19億9,649万円の事業費を見込んでいます。次のページに現在の水道庁舎と移転予定地の位置図を、3枚目に来年度からのスケジュール案を掲載しましたのでご覧ください。何卒、ご理解のほど、よろしくお願い致します。

**座長（岩崎喜久雄）** ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしとの声あり)

**座長（岩崎喜久雄）** 以上で予定しておりました案件は終了いたしました。その他で、議員の皆様から何かございますか。

(なしとの声あり)

**座長（岩崎喜久雄）** 別にないようですので、事務局から連絡事項はございますか。別にないようですので、以上をもちまして本日の議事すべてを終了いたします。

これをもちまして、座長の職を降りさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

**局長（小郷隆士）** ありがとうございます。これをもちまして、全員協議会を終了させていただきます。この後10時45分から、この会場におきまして2月定例会となりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

午前10時20分閉会